

# 金沢市結核対策委員会設置要綱

(平成 15 年 3 月 1 日決裁)

改正 平成 28 年 3 月 25 日決裁

(設置)

第 1 条 金沢市教育委員会は、小・中学校における結核対策の管理方針を検討するため、金沢市結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校における結核検診の実施状況及び結果を把握すること。
- (2) 精密検査対象児童生徒の精密検査、経過観察の指示等の専門的検討に関すること。
- (3) 患者発生時における関係機関との協力及び対策を検討すること。
- (4) 地域保健と連携し、学校の結核管理方針を検討すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内を以て構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 金沢市医師会の代表者
- (3) 学校医
- (4) 保健所長
- (5) 保健所地域保健課長
- (6) 学校長の代表者
- (7) 養護教諭の代表者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員会の会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会の会議は年 2 回程度とする。

(専門部会)

第 7 条 委員会に第 2 条第 2 号に掲げる事項を検討するため、専門部会を置く。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、学校指導課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則 (平成 15 年 3 月 1 日決裁)

この要綱は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。